

意見募集案件	土地利用計画制度の見直し素案について
担当課	企画財政部都市計画課 電話 011-372-3311 内 761・762

意見募集期間	平成 27 年 5 月 1 日(金)から平成 27 年 5 月 31 日(日)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(企画財政部都市計画課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 5 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	企画財政部都市計画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: toshik@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 27 年 7 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 人口減少・高齢化社会の進展などの社会情勢の変化を踏まえ、平成 25 年 3 月に改訂を行った「北広島市都市計画マスタープラン」を実現するため、土地利用計画制度の見直しを行います。  (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「土地利用計画制度の見直し素案」のとおり。 「北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例」、「北広島市特別用途地区建築条例」の一部改正を伴います。  (3) その案の根拠となる法令等 都市計画法第 8 条、同法第 12 条の 4  (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 用途地域などの変更による、建てられる建築物の一部変更
対象となる政策等 の原案	土地利用計画制度の見直し素案
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に「土地利用計画制度の見直し原案」を作成する。